

救命胴衣の性能検査及び保存等の実施について（通達）

昭和 44 年 3 月 1 日
陸幕施第 87 号

改正	平成 18 年 2 月 27 日陸幕施第 28 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 73）

救命胴衣の性能検査及び保存等の実施について（通達）

標記について、別紙により実施されたい。

なお、35. 12. 24 陸幕発施第 490 号「救命胴衣の性能による格付及び使用区分等に関する通達」は廃止する。

救命胴衣の性能検査及び保管等の実施要領

1 救命胴衣の性能検査

救命胴衣の性能は、外観検査により判定する。外観検査による判定が困難なものは、更に浮力検査を行い判定する。

(1) 外観検査

外観検査においては、胴衣の性能を外観の状態により、使用可能品、使用不能品及び性能判定が困難なものに区分する。

ア 使用可能品

次のすべてに該当するものは使用可能品とする。

- (ア) 外装布の劣化、損傷、退色等が少ないもの
- (イ) 浮力材の弾力性が良好なもの又は浮力材を交換できるもの
- (ウ) その他、部品の交換のみで使用できるもの

イ 使用不能品

次のいずれかに該当するものは使用不能品とする。

- (ア) 外装布の劣化、損傷、退色等が著しいもの
- (イ) 浮力材の損傷が著しいもの（浮力材を交換できないものに限る。）
- (ウ) その他、部品の交換のみでは使用できないもの

ウ 性能判定が困難なもの

前ア、イの判定が困難なものは、浮力検査を行う。

(2) 浮力検査

浮力検査は、胴衣を十分に乾燥させ、所要の整備を行った上、実施するものとし、判定の基準は次のとおりとする。

ア 使用可能品

胴衣に質量 15 kg のおもりをつるして、淡水中に 24 時間以上浮き続けたもの。

イ 使用不能品

前アの検査で水面下に没したものの。

(3) 検査の実施

検査は 3 年に 1 回を基準として実施する。

2 救命胴衣の点検、手入れ及び保管の要領

救命胴衣の点検、手入れ及び保管の適否は、その性能に大きく影響するので、特に留意して実施する。

(1) 使用前の点検

外観検査における使用可能品の判定要領によるほか、乾燥は十分か、帯ひも等の破損はないか、点検する。

また、浮力材を交換できる救命胴衣は、浮力材が確実に挿入されているかを点検する。

(2) 使用後の手入れ

ア 使用後は、前号に準じた点検を行うとともに、迅速に乾燥を行い、必要に応じ洗浄する。

- イ 乾燥は、浮力材の変形収縮を避けるため、脱水機、乾燥機等を使用しない。
- ウ 洗浄は、反射布のフィルムをはがさないよう手洗いを行う。また、浮力材が取り外せる救命胴衣については、浮力材を取り出して収納袋とともに手洗いを行う。

(3) 保管

- ア 保管は直接床面に置くこと及び積み重ねて置くことを避け、乾燥のための風通しに着意する。
- イ 浮力材の気泡が潰れ浮力が低下するのを防ぐため、浮力材の上には重量物を置かない。
- ウ 浮力材は燃えやすいので、火気に注意する。
- エ 油類が付着しないようにする。

3 その他

- (1) 浮力検査により使用可能品と判定した胴衣には適宜の表示をなし、次回からの外観検査の判定を容易にする。
- (2) 使用不能品については、不用決定の処置を行う。